

eMAXISプラス コモディティインデックス

月次レポート

2026年
02月27日現在

追加型投信／海外／その他資産(商品)／インデックス型

■ 基準価額および純資産総額の推移



- ・基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。
- ・信託報酬率は、後記の「ファンドの費用」に記載しています。
- ・ベンチマークは、ブルームバーグ商品指数トータルリターン(円換算ベース)です。
- ・詳しくは、後記の「本資料で使用している指数について」をご覧ください。
- ・ベンチマークは、設定日翌営業日を10,000として指数化しています。

■ 騰落率

| | 過去1ヵ月 | 過去3ヵ月 | 過去6ヵ月 | 過去1年 | 過去3年 | 設定来 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ファンド | -0.9% | 11.1% | 27.5% | 23.6% | 44.1% | 63.1% |
| ベンチマーク | -1.8% | 11.2% | 27.5% | 25.0% | 49.6% | 90.5% |

- ・実際のファンドでは、課税条件によってお客さまごとの騰落率は異なります。
- ・また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
- ・設定来のファンドの騰落率は、10,000を起点として計算しています。
- ・分配金実績がある場合は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

■【参考】ブルームバーグ商品指数のセクター別構成割合と構成銘柄のウエイト(2026年02月26日時点)

| セクター | 構成銘柄 | 比率 |
|-------|----------|-------|
| エネルギー | | 31.2% |
| | ブレント原油 | 9.2% |
| | ULSディーゼル | 2.5% |
| | 天然ガス | 6.6% |
| | RBOBガソリン | 2.6% |
| | WTI原油 | 7.2% |
| | 軽油 | 3.3% |
| 工業用金属 | | 15.0% |
| | アルミニウム | 3.8% |
| | COMEX銅 | 6.1% |
| | ニッケル | 2.1% |
| | 亜鉛 | 2.2% |
| | 鉛 | 0.9% |
| 貴金属 | | 20.2% |
| | 金 | 16.1% |
| | 銀 | 4.1% |

| セクター | 構成銘柄 | 比率 |
|------|-----------|--------|
| 農業 | | 28.1% |
| | シカゴ小麦 | 2.8% |
| | トウモロコシ | 5.1% |
| | カンザスシティ小麦 | 1.8% |
| | 大豆ミール | 2.9% |
| | 大豆油 | 3.3% |
| | 大豆 | 5.4% |
| | コーヒー | 2.0% |
| | 綿花 | 1.5% |
| | 砂糖 | 2.6% |
| | ココア | 0.8% |
| 家畜 | | 5.5% |
| | 豚赤身肉 | 1.9% |
| | 生牛 | 3.6% |
| 合計 | | 100.0% |

- ・ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index(SM))とは、ブルームバーグ社が公表する、世界の商品(コモディティ)市況の総合的な動きを表すインデックスです。
- ・ブレント原油とは、英領北海で生産される原油のことです。性状は軽質低硫黄です。ブレント原油のスポット価格は欧州の原油価格の指標になっています。
- ・ULSディーゼルとは、Ultra Low Sulfur Dieselの略で、硫黄の含有量が極めて少ない軽油のことです。
- ・RBOBガソリンとは、Reformulated gasoline Blendstock for Oxygenate Blendingの略で、エタノールが添加されたガソリンのことです。
- ・WTI原油とは、West Texas Intermediateの略で、米国テキサス州産の低硫黄、軽質原油を意味します。ニューヨーク・マーカンタイル取引所(NYMEX)で、原油先物取引の対象として上場されており、その取引価格は原油価格の国際的指標になっています。
- ・COMEX銅とは、ニューヨーク商品取引所に上場している銅のことです。

出所: Bloomberg
・表示桁未満の数値がある場合、四捨五入しています。

■ 本資料で使用している指数について

・ブルームバーグ商品指数トータルリターンとは、ブルームバーグ社が公表する、世界の商品(コモディティ)市況の総合的な動きを表すインデックスで、先物取引の委託証拠金等から得られる利子収入を加味したものです。「ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index(SM))」および「ブルームバーグ(Bloomberg®)」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)およびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークであり、委託会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index(SM))は、ブルームバーグとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー(UBS Securities LLC)の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社(以下「UBS」と総称します。)のいずれも、委託会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBSは、eMAXISプラス コモディティインデックスを承認し、是認し、レビューまたは推奨するものではありません。ブルームバーグおよびUBSのいずれも、ブルームバーグ商品指数(Bloomberg Commodity Index(SM))に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。ブルームバーグ商品指数トータルリターン(円換算ベース)は、ブルームバーグ商品指数トータルリターンをもとに、委託会社が計算したものです。

■ 基準価額および純資産総額

| | |
|--------------|----------|
| 基準価額(1万口当たり) | 16,306円 |
| 前月末比 | -146円 |
| 純資産総額 | 149.49億円 |

■ 分配金実績(1万口当たり、税引前)

| 決算期 | 決算日 | 分配金 |
|-------|------------|-----|
| 第11期 | 2026/01/26 | 0円 |
| 第10期 | 2025/01/27 | 0円 |
| 第9期 | 2024/01/26 | 0円 |
| 第8期 | 2023/01/26 | 0円 |
| 第7期 | 2022/01/26 | 0円 |
| 第6期 | 2021/01/26 | 0円 |
| 設定来累計 | | 0円 |

- ・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■ 資産構成

| | 比率 |
|---------|-------|
| ETF | 99.3% |
| コールローン他 | 0.7% |

- ・コールローン他は未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・比率は純資産総額に対する割合です。



eMAXISプラス コモディティインデックス

追加型投信／海外／その他資産(商品)／インデックス型

ファンドの目的・特色

当ファンドは、ノーロード・インデックスファンド・シリーズ「eMAXIS」(イーマクシス)を構成するファンドの一つです。

■ファンドの目的

世界の商品(コモディティ)市況全体の値動きに概ね連動する投資成果をめざします。

■ファンドの特色

特色1 ブルームバーク商品指数トータルリターン(円換算ベース)に概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。

特色2 「コモディティインデックスマザーファンド」への投資を通じて、主として商品(コモディティ)を実質的な投資対象資産とする上場投資信託証券(ETF)に投資を行い、ブルームバーク商品指数トータルリターン(円換算ベース)に概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。

特色3 原則として、為替ヘッジは行いません。

■ファンドの仕組み

・運用は主にコモディティインデックスマザーファンドへの投資を通じて、商品(コモディティ)を実質的な投資対象資産とするETFに投資するファミリーファンド方式により行います。

＜投資対象ファンド＞

①ユーロ建てETF(iShares Diversified Commodity Swap UCITS ETF (DE))*

②米ドル建てETF(Invesco Bloomberg Commodity UCITS ETF)

③米ドル建てETF(iShares Diversified Commodity Swap UCITS ETF)

※以下、①をブラックロック・ユーロ建てETF、②をインベスコ・米ドル建てETFおよび③をブラックロック・米ドル建てETFという場合があります。

*2026年4月25日に投資対象から削除する予定です。

■分配方針

・年1回の決算時(1月26日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。



eMAXISプラス コモディティインデックス

追加型投信／海外／その他資産(商品)／インデックス型

投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、特定の有価証券等への投資に係るリスクを伴いますが、複数銘柄に分散する場合に比べ、分散投資効果が得られないことから、特定の有価証券等が受けるリスクの影響をほぼ直接に受けます。ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

| | |
|-------------|---|
| 価格変動 リスク | 一般に、商品(コモディティ)価格は需給関係や為替、金利の変化など様々な要因により大きく変動します。また、ファンドが投資する有価証券等は特定の商品指数の変動の影響を受けるため、ファンドはその影響を受け組入る有価証券等の価格の下落は基準価額の下落要因となります。 |
| 為替変動 リスク | 組入る外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。 |
| 信用 リスク | 組入る有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入る有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。また、ファンドが投資する有価証券等はスワップ取引等を利用する場合がありますが、その取引相手の倒産等により、取引が不履行になるリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあり、その結果として多額の損失が発生し、基準価額が大幅に下落する場合があります。 |
| 流動性 リスク | 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。上場投資信託証券に投資する場合は、一般的に株式と比べ上場投資信託証券は取引規模が小さく、取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。 |

■その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

eMAXISプラス コモディティインデックス

追加型投信／海外／その他資産(商品)／インデックス型

手続・手数料等

■お申込みメモ

| | |
|-------------------|--|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。 |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。 次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、フランクフルト証券取引所の休業日 |
| 申込不可日 | ※2026年4月25日以降は以下の通り変更となります。 次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行の休業日 ※具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。 |
| 換金制限 | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 |
| 信託期間 | 無期限(2015年6月18日設定) |
| 繰上償還 | 受益権の口数が10億口を下回るようになった場合、対象インデックスが改廃されたとき等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 |
| 決算日 | 毎年1月26日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。 |
| 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にご確認ください。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。 |

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

eMAXISプラス コモディティインデックス

追加型投信／海外／その他資産(商品)／インデックス型

手続・手数料等

■ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

| | |
|------------------|--|
| 当該ファンド | 日々の純資産総額に対して、 年率0.44%(税抜 年率0.4%)以内 をかけた額 くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 |
| 運用管理費用 (信託報酬) | マザーファンドの投資対象とするETF マザーファンドの投資対象とするETFの純資産総額に対して 年率0.19%～0.46%程度* *2026年4月25日以降は 年率0.19%程度 くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 |
| 実質的な負担 | 当該ファンドの純資産総額に対して 年率0.63%～0.9%程度(税抜 年率0.59%～0.86%程度)* ※マザーファンドの投資対象とするETFの信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。(2025年10月25日現在) *2026年4月25日以降は 年率0.63%程度(税抜 年率0.59%程度) ※上記料率は今後変更となる場合があります。 |
| その他の費用・ 手数料 | インベスコ・米ドル建てETFにはトータルリターンズワップ取引の費用として実質的な投資金額に対して年率0.15%かかります。 (2025年7月末現在) ※ブラックロック・ユーロ建てETFおよびブラックロック・米ドル建てETFにおけるトータルリターンズワップの費用は非公開のため、料率等を記載していません。 監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 |

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。
なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJアセットマネジメントが作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮していませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会: 一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <https://www.am.mufg.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

販売会社情報一覧表

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は下記の販売会社まで

ファンド名称: eMAXISプラス コモディティインデックス

| 商号 | 登録番号等 | 日本証券業協会 | 一般社団法人 日本 投資顧問業 協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会 |
|---|---------------------------|---------|-----------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| あかつき証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第67号 | ○ | ○ | ○ | |
| 株式会社イオン銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号 | ○ | | | |
| SMBC日興証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | ○ |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | |
| FFG証券株式会社 | 金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号 | ○ | | | ○ |
| 岡三証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社北日本銀行 | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第14号 | ○ | | | |
| 株式会社佐賀銀行 | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第1号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社三十三銀行 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号 | ○ | | | |
| GMOクリック証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第77号 | ○ | | ○ | ○ |
| 株式会社静岡銀行 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | |
| 十六TT証券株式会社(ラップ専用) | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第188号 | ○ | | | |
| ソニー銀行株式会社 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号 | ○ | | ○ | ○ |
| 第四北越証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第128号 | ○ | | | |
| 立花証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社千葉銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号 | ○ | | ○ | |
| 東海東京証券株式会社 | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号 | ○ | ○ | | ○ |
| 東洋証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号 | ○ | | | ○ |
| 株式会社八十二長野銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第49号 | ○ | | ○ | |
| 浜銀TT証券株式会社(※) | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号 | ○ | | | |
| PayPay銀行株式会社 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号 | ○ | | ○ | |
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号 | ○ | | ○ | ○ |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社三菱UFJ銀行(インターネット専用) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | ○ |
| 株式会社三菱UFJ銀行(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | ○ |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号 | ○ | ○ | ○ | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 水戸証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号 | ○ | ○ | | |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ワイエム証券株式会社(ラップ専用) | 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号 | ○ | | | |